

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成30年4月20日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファル上田店 盛岡市本町通三丁目12番5号
- ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- エ 変更する年月日 平成30年4月10日
- オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

(2) 届出年月日 平成30年4月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバースサントウ松園店 盛岡市北松園二丁目13番1号
- ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- エ 変更する年月日 平成30年4月10日
- オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

(2) 届出年月日 平成30年4月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 有限会社谷藤不動産
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース菓子店 滝沢市滝沢字菓子156番地6
- ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- エ 変更する年月日 平成30年4月10日
- オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

(2) 届出年月日 平成30年4月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び滝沢市役所

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ナカヨー
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース西根店 八幡平市平館第9地割126番地
- ウ 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- エ 変更する年月日 平成30年4月10日
- オ 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

(2) 届出年月日 平成30年4月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び八幡平市役所

5(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称
 - (ア) 株式会社ベルジョイス
 - (イ) 中道リース株式会社
 - (ウ) 株式会社コメリ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 岩手郡雫石町千刈田94番地2ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(イ) 駐車場の収容台数及び出入口の数

(ウ) 駐輪場の収容台数

(エ) 荷さばき施設の面積

(オ) 廃棄物等の保管施設の容量

(カ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(キ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成30年12月10日

オ 変更の理由 来客の利便性の向上のため

(2) 届出年月日 平成30年4月9日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び雫石町役場